

## ◎新潟県告示第983号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、中頸城海岸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により、指定した中頸城海岸鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 中頸城海岸鳥獣保護区

#### (1) 区域

上越市柿崎区地内の石子川河口を起点とし、同河川を上流に進み国道8号に至る。ここから同国道を南西に進み、直浜地内にてJR信越本線に至る。ここから同線に沿って南西に進み、大潟区雁子浜地内で市道大潟7号線との交差点に至り、ここから同市道を南に進み、市道大潟123号線との交差点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道大潟124号線との交差点に至る。ここから同市道を東に進み、柿崎区との境界を通過し、市道上下浜長峰線に至り、更に東に進み市道上下浜内雁子線との交差点に至る。ここから同市道を南東に進み、吉川区との境界を通過し、市道長峰潟町線に至り、さらに東に進み、市道長峰潟町線との丁字路に至る。ここから同市道を南に進み、柿崎区との境界を通過し、市道上下浜内雁子線に至り、さらに南に進み、大潟区との境界を通過し、市道大潟1301号線に至り、さらに南東に進み、大潟区内雁子新田地内で市道大潟1号線に至る。ここから同市道を朝日池の湖岸に沿って西に進み県道大潟高柳線に至る。ここから同県道を北西に進み市道大潟2号線に至る。ここから同市道を南東に進むと直ぐに「新潟県立大潟水と森公園」の区域に入る。ここから同県立公園の区域界に沿って南西に進み、同県立公園内の「丸山古墳」南端で右に折れここから同県立公園区域界を北西に進む。北陸自動車道付近で同県立公園区域界が陸地に入るため、ここから鶴の池湖岸を北西に進み北陸自動車道に至る。ここから同自動車道南側に沿って北東に進み県道大潟高柳線に至る。ここから同県道を西に進み、大潟区潟町地内でJR信越本線に至り、ここから同線に沿って南西に進みえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインとの分岐点に至る。ここから同ラインを南西に進み、上越市国府地内で県道春日山城直江津線との交点に至る。ここから同県道を北に進み市道国府一丁目3号線との交差点に至り、ここから同市道を西に進み市道蓮池公園線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道五智六丁目環状線に至り、さらに北に進み親鸞聖人上陸の地に至る。ここから同地南東敷地境界を北東に進み、市道石橋二丁目居多ヶ浜線に至る。ここから同市道を北西に進み、居多ヶ浜で日本海に至る。ここから日本海波打際を北東に進み、直江津、大潟、柿崎の各海岸を経て起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、海岸線を移動する鳥類にとって重要な渡りのコースであり、オジロワシ等も観察されている。また、朝日池、鶴の池はマガン、ヒシクイのガン類、カモ類、ハクチョウ類の越冬地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。